

(地Ⅲ90F)  
平成29年7月25日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菫 敏

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に係る注意喚起について

今般、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）について、発熱・衰弱等に加え血小板減少等の所見が見られた飼育ネコ及び飼育イヌの血液・糞便からSFTSウイルスが検出された事例並びに体調不良のネコからの咬傷歴があるヒトがSFTSを発症し死亡した事例が確認されたことから、厚生労働省より本会に対して別添の周知協力方依頼がありました。

本通知では、今般の事例は、稀な事例であるとしていますが、発症したネコやイヌの体液等からヒトが感染することも否定できないことから、医療機関に対しては、SFTSの疑いのある患者を診察した場合には、ダニの刺咬歴に加え、動物との接触歴についても考慮するよう求めています。

また、今般の状況を踏まえ、「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に関するQ&A」の改正がなされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知協力方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

参考：重症熱性血小板減少症候群（SFTS）について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169522.html>

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に関するQ&A（第4版）

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/sfts\\_ga.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/sfts_ga.html)



健感発 0724 第2号  
平成 29 年 7 月 24 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に係る注意喚起について

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）について、今般、発熱・衰弱等に加え血小板減少等の所見が見られた飼育ネコ及び飼育イヌの血液・糞便から SFTS ウイルスが検出された事例並びに体調不良のネコからの咬傷歴があるヒトが SFTS を発症し死亡した事例が確認されました。

これらの事例は、稀な事例ではありますが、発症したネコやイヌの体液等からヒトが感染することも否定できないことから、SFTS の疑いのある患者を診察した場合には、ダニの刺咬歴に加え、動物との接触歴についても考慮していただくようお願いいたします。

また、今般の状況を踏まえ、「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に関する Q&A」を改正し、本事例に関する記載を追加しましたので、御参照ください。

貴会におかれましては、内容を御了知の上、貴会会員への周知を行っていただきますよう、御協力をお願いします。

なお、別添のとおり、公益社団法人日本獣医師会及び都道府県等に対して通知を発出していることを申し添えます。

別添：「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に係る注意喚起について」

（平成 29 年 7 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

参考：重症熱性血小板減少症候群（SFTS）について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169522.html>

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に関する Q&A（第 4 版）

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/sfts\\_ga.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/sfts_ga.html)

健感発 0724 第1号  
平成 29 年 7 月 24 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) に係る注意喚起について

重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) について、今般、発熱・衰弱等に加え血小板減少等の所見が見られた飼育ネコ及び飼育イヌの血液・糞便から SFTS ウイルスが検出された事例並びに体調不良のネコからの咬傷歴があるヒトが SFTS を発症し死亡した事例が確認されました。

これらの事例から、発症したネコやイヌの体液等からヒトが感染することも否定できないことから、SFTS を含めた動物由来感染症の感染を防ぐために、ネコ等を診察する際には標準予防策を遵守していただくよう、臨床獣医師を始めとした関係者に、下記の点について注意喚起をお願いします。

また、今般の状況を踏まえ、「重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) に関する Q&A」を改正し、獣医療従事者等の専門家に向けた感染予防対策についての記載を追加しましたので、御参照ください。

貴会におかれましては、内容を御了知の上、貴会会員への周知を行っていただきますよう、御協力をお願いします。

なお、別添のとおり、公益社団法人日本医師会及び都道府県等に対し通知を発出していることを申し添えます。

### 記

- 1 明確な基準はないが、患畜において発熱、白血球減少症、血小板減少症、食欲消失等の症状が認められ、さらに入院を要するほど重症（自力採餌困難等）で、かつ他の感染症が否定された場合に、SFTS ウイルスの感染についても疑う。

※確定診断にはウイルス学的な検査が必要です。検査方法等、技術的な内容の相談は国立感染症研究所 ([info@niid.go.jp](mailto:info@niid.go.jp)) にお問い合わせください。

- 2 SFTS ウイルスに感染した疑いのある患畜の取扱には PPE（手袋・防護衣等）により感染予防措置をとり、汚物等を処理する際には次亜塩素酸ナトリウム含有消毒剤による処理やオートクレーブなどの加熱滅菌処理を行う。
- 3 日常的な対策としては、飼育ネコ・イヌを介した感染はまれと考えられること、屋内飼育ネコについてはリスクがないことから、過剰に飼育者の不安をあおらないように配慮しつつ、飼育者に対するダニの駆除剤投与についての指導を徹底し、飼育者は、ネコ・イヌの健康状態の変化に注意し、体調不良の際には動物病院を受診することを勧奨する。

※詳細は「重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) に関する Q&A (第4版)」参照

別添：「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に係る注意喚起について」  
（平成 29 年 7 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

参考：重症熱性血小板減少症候群（SFTS）について  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169522.html>  
重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に関する Q&A（第 4 版）  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/sfts\\_qa.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/sfts_qa.html)

健感発 0724 第3号  
平成 29 年 7 月 24 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

### 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) に係る注意喚起について

重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) について、今般、発熱・衰弱等に加え血小板減少等の所見が見られた飼育ネコ及び飼育イヌの血液・糞便から SFTS ウイルスが検出された事例並びに体調不良のネコからの咬傷歴があるヒトが SFTS を発症し死亡した事例が確認されました。

これらの事例は、稀な事例ではありますが、発症したネコやイヌの体液等からヒトが感染することも否定できないことから、SFTS を含めた動物由来感染症の感染を防ぐために、体調不良の動物等と接する機会のある関係者に、体調不良の動物等を取り扱う際には PPE (手袋・防護衣等) により感染予防措置を講じるなどの対策を実施していただくよう注意喚起をお願いします。

また、今般の状況を踏まえ、「重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) に関する Q&A」を改正し、獣医療従事者等の専門家に向けた感染予防対策についての記載を追加しましたので、御参照ください。

なお、別添 1 のとおり公益社団法人日本獣医師会及び公益社団法人日本医師会等に対し通知を發出し、別添 2 のとおり環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に対し事務連絡を發出していることを申し添えます。

別添 1 : 「重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) に係る注意喚起について」  
(平成 29 年 7 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

別添 2 : 「重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) に係る注意喚起について」  
(平成 29 年 7 月 24 日付け事務連絡)

参考 : 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169522.html>

重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) に関する Q&A (第 4 版)

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/sfts\\_qa.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/sfts_qa.html)

事 務 連 絡  
平成 29 年 7 月 24 日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に係る注意喚起について

標記について、別添のとおり、自治体の衛生主管部局に通知を发出了しました。  
これについて、自治体の動物愛護担当部局への周知方よろしくお願ひします。

別添：「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に係る注意喚起について」  
（健感発 0724 第 3 号平成 29 年 7 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）